

『鳥取のわらべ歌』冊子に思う

酒井 董美 ただよし



『鳥取のわらべ歌』の表紙

っている。1曲ごとに教え子でもあるイラスト作家・福本隆男君による、わらべ歌にふさわしい味のあるカラーイラストが入り、筆者が細かく解説を加えているが、そこには島根県内に伝承されている同類の歌を、比較の意味で紹介していることも多い。

わらべ歌といえど、手まり歌、ゴム跳び歌、からかい歌など、子どもの生活の中であつたわれている。メロディも採譜され、その楽譜が入っていると嬉しいのも多かるうが、残念ながらそれは違う。ウェブサイトで鳥取県立博物館のホームページ「わらべ歌」を検索すると、歌い手の声でその歌のメロディが聴けるという形を取っている。そのため本書にはQRコードが記載され、タブレットとかスマホをそれにかざすことによつて、該当のわらべ歌が収録した当時の歌い手の音声で聴くことができる仕組みになつていたのである。

どうして島根県人である筆者が『鳥根のわらべ歌』ではなく、『鳥取のわらべ歌』を作つたのかと疑問に思われる読者も多かるうが、それは鳥取県立博物館が、積極的に筆者の収録したわらべ歌をホームページに登載し、だれでも聴こうと思えば聴くことが出来るようにしてくれているからである。惜しいことに島根県の行政には、この面での認識が乏しく、筆者が関係部局に出かけて陳情したもの、文化財行政のホームページには、単行本としてまとめられる量の民話やわらべ歌を登載してくれていないのである。

このような口承文芸であるわらべ歌の詞章には、私たち祖先の信仰や習俗とか考え方などが凝縮されている。つまり無形民俗文化財に属するはずであるが、島根県の文化財行政を担当している部局には、以前からこの方面の専門家が配置されていない。したがつて、口承文芸の重要性を認識していないのではないかと気になつているところである。であるからその分野での積極的な行政がなされていないと筆者は考えている。

本を紹介する文章のつもりで書き始めたのが、いつしか島根県の文化財行政批判になつてしまつた。長年、山陰各地の伝承者を訪ね、口承文芸を収録研究している筆者にとつては、有形文化財に傾斜し過ぎている島根県の行政当局に対し、庶民の築きあげてきた形のない無形民俗文化財に対して、もっと重要視する姿勢が必要であることを、この機会に声を大にして主張しておきたいのである。(元島根大学法文学部教授)